

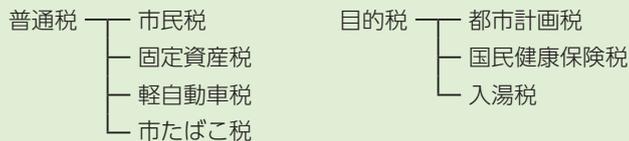


税・年金・保険



市税の概要

税金にはいろいろな分け方がありますが、課税主体によって分けると「国税」と「地方税」に分けられます。また、地方税には「県税」と「市税」があり、市税については次のとおりです。



●普通税

税金の使いみちが特定されず、安全で快適に生活するための活動や事業等にあてることができる税金

●目的税

法律により税金の使いみちが特定されている税金

■市民税

☎税務課市民税係 ☎72-2101 (内線172~174)

市民税は、住民にとって身近な仕事（サービス）の費用を、それぞれの負担能力に応じて分担しあうという性格の税金で、一般的に県民税とあわせて住民税と呼ばれています。

●納税義務者

◇1月1日現在、市内に住所があり前年に所得があった方

◇1月1日現在、市内に事務所・事業所・家屋敷を所有する方で、市内に住所がない方

●個人住民税の計算方法

均等割：税金を負担する能力のある方が均等の額によって負担するものです。

所得割：その人の所得金額に応じて負担するものです。

◇所得割の計算方法

個人住民税の所得割の計算方法は、(所得金額－所得控除額)×税率－調整控除－税額控除額＝所得割額となります。所得割の税額計算の基礎は所得金額です。その金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引いて算出します。

◇所得控除

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために、所得金額から差し引いて課税所得金額を計算します。

◇所得割の税率

個人住民税の一般の所得に対する税率は全国共通で、課税所得金額に一律10% (市民税6%、県民税4%) となっています。

●個人住民税が課税されない方

次のような場合は市民税・県民税が課税されません。

◇均等割も所得割も課税されない方

生活保護法の規定により生活扶助を受けている方

寡婦・寡夫・障害者・未成年者に該当し、かつ前年の合計所得金額が125万円以下の方

◇均等割が課税されない方

前年の合計所得金額が、次の金額以下の方

280,000円×(扶養親族数+1)+168,000円

扶養親族がいない場合は、280,000円

◇所得割が課税されない方

前年の総所得金額等が、次の金額以下の方

350,000円×(扶養親族数+1)+320,000円

扶養親族がいない場合は、350,000円

●個人住民税の申告が必要な方

①毎年1月1日現在で茅野市に住所がある方

②前年中に給与と所得の他に何らかの所得がある方

ただし、次の点に注意してください。

※所得税の確定申告を税務署に提出された方は、市民税・県民税の申告をする必要がありません。給与所得者の方で、勤務先から「給与支払報告書」が茅野市に提出されていない方は市民税・県民税の申告が必要です。所得のない方であっても、他の親族の被扶養者となっていない方等は市民税・県民税の申告をしてください。

●個人住民税の納付

個人住民税の納税方法には普通徴収と特別徴収の2つがあります。

①普通徴収（事業所得者などの場合）

市から送付された納税通知書により6月・8月・10月・12月の4回の納期に分けて、個人で納めていただきます（口座振替により納めることも可能です）。

広告

会計事務所 P111 F-2

お気軽にお問合せください

牛山会計事務所

各種税務に関する業務、経理・会計・決算に関する業務、経営相談に関する業務、独立・開業支援に関する業務、会計のIT化のお手伝い、財産承継（相続及び贈与）、事業承継、行政書士業務、経営改善支援など

■茅野市仲町18-6
 ■TEL:0266-72-5311
 ■FAX:0266-72-2543
 ■URL:http://ushi-tax.tknf.com
 ■関東信越税理士会諏訪支部



P あり

保険代理店 P106 B-5

みなさまの安心のそばにいつも

有限会社S.A.プロ保険事務所

信州、八ヶ岳の麓にある茅野市。有限会社S.A.プロ保険事務所は特級一般代理店に認定された東京海上日動保険代理店として平成6年の設立以来、これからも地域の皆様の安心・安全をサポートしていきます。

■茅野市宮川1387-9
 ■TEL:0266-82-0216 ■FAX:0266-82-0217
 ■営業時間/9:00~18:00 ■休日/土曜、日曜、祝日
 ■URL:http://www.sapro.jp/ ■E-mail:info@sapro.jp



P あり

②特別徴収（給与所得者などの場合）

特別徴収税額通知書により、市から給与支払者（会社など）を通じて納税通知がなされ、6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引かれ、会社などの特別徴収義務者を通じて納めていただきます。

③特別徴収（公的年金受給者の場合）

個人住民税納税者のうち、公的年金受給者で65歳以上の方について、一定の要件に該当する方は、支払われる年金から差し引かれます。

■固定資産税・都市計画税

☎税務課資産税係 ☎72-2101（内線175～178）

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます）現在、土地、家屋および償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している方に課税されます。

また、都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理等のために使われる目的税で、都市計画区域（農業振興地域内の農用地を除く）の土地・家屋に対して、課税されます。

●納税義務者

賦課期日である1月1日現在、市内に固定資産を所有している方

土地：登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方

家屋：登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方

償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

●固定資産税・都市計画税の納付

固定資産税・都市計画税は4月に納税通知書を発送します。4月・7月・9月・11月の4回に分けて口座振替または現金で納めていただきます。

●固定資産の評価から税額の計算までの流れ

固定資産の評価から税額の計算は、おおむね次の流れにより決定されます。

①固定資産の評価

総務大臣が定める「固定資産評価基準」に基づき、市長が価格（評価額）を決定します。

②課税標準額の算定

課税標準額は、原則として固定資産の評価額が課税標準額となりますが、特例措置がある場合は、課税標準額は評価額よりも低く算定されます。

③税額の計算

◇固定資産税額＝課税標準額×税率（1.4%）

◇都市計画税額＝課税標準額×税率（0.2%）

■軽自動車税

☎税務課諸税係 ☎72-2101（内線180）

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という）の所有者に課せられる税です。

●納税義務者

毎年4月1日時点で軽自動車等を所有している方

●軽自動車税の納付

軽自動車税は5月に納税通知書を発送します。年税額を納期限内に納めていただきます。

●軽自動車等の取得・廃車

軽自動車等を取得したり譲渡した場合、また廃車や住所等を変更した場合には、届け出が必要となります。

■国民健康保険税

☎税務課諸税係 ☎72-2101（内線179）

●納税義務者

国民健康保険税は、世帯単位で課税となり、納税義務者は世帯主になります。世帯主が会社等の健康保険に加入していて、国民健康保険に加入していない場合でも、世帯の中に加入者がいれば、世帯主がその世帯の納税義務者となります。

●国民健康保険税の計算

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合計が年間の税額となります。介護分については、40歳になった月から65歳になる前月までかかります。

それぞれに所得割、資産割、均等割、世帯別平等割を計算し合算します。

所得割額：加入者の前年中の所得に応じて計算

（総所得金額等－基礎控除額33万円）×
所得割率

資産割額：加入者の当年度の固定資産税額に応じて計算

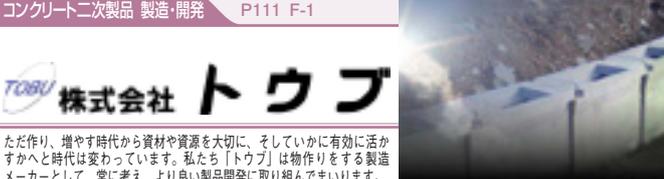
固定資産税額×資産割率

均等割額：保険加入者の人数に応じて計算

世帯別平等割額：一世帯ごとに定額で計算

広告

コンクリート二次製品 製造・開発 P111 F-1



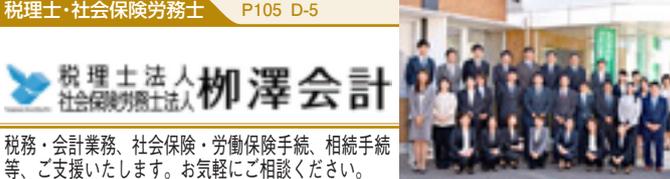
株式会社 トーブ

ただ作り、増やす時代から資材や資源を大切に、そしていかに有効に活かすかへと時代は変わっています。私たち「トーブ」は物作りをする製造メーカーとして、常に考え、より良い製品開発に取り組んでまいります。

■茅野市塚原2-14-26
■TEL:0266-72-8341 ■FAX:0266-72-5233
■URL: <http://www.f-tobu.co.jp>
■製品情報：フレキシブル側溝、パーフェクトジョイント工法、FG式コンクリート製品

Pあり

税理士・社会保険労務士 P105 D-5



税理士法人 柳澤会計
社会保険労務士法人

税務・会計業務、社会保険・労働保険手続、相続手続等、ご支援いたします。お気軽にご相談ください。

■茅野市本町西1-40
■TEL:0266-72-5060 ■FAX:0266-72-5063
■URL: <https://yanagisawakaikei.net>
■E-mail: webmaster2@yanagisawakaikei.net
■関東信越税理士会・長野県社会保険労務士会

Pあり

※所得割は、前年1月～12月の所得に応じて計算しますので、必ず所得の申告を行ってください。収入がなかった場合にも、市民税の申告が必要です。申告が遅れると、当初の課税額に反映されない場合があります。税率は、法令等の改正および国民健康保険の財政状況により変わります。低所得世帯に対する軽減制度、会社の都合による失業の軽減制度などがあります。

●国民健康保険税の納付

1年間の保険税は、6月に当初納税通知書を発送します。6月の第1期から3月の第10期まで、10回に分けて口座振替または現金で納めていただきます。

年度途中で転入等で加入された場合は、手続きの翌月に納税通知書をお送りします。

●国民健康保険税の年金からの特別徴収（天引き）

特別徴収とは、納税義務者（世帯主）が受給されている年金から徴収（天引き）する方法のことです。

対象者は、世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上で、年額18万以上の年金を受給している世帯主です。世帯主本人が国民健康保険に加入していない場合は、対象外となります。また、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は、国民健康保険税は特別徴収されません。

年度当初の納税通知書の中で、特別徴収で納付すべき額のところに金額の記入がある方は、年金からの特別徴収となる予定の方となります。対象となる方には、再度お知らせします。

■市税の証明書の発行

証明書等の種類	主な使用目的	手数料	委任状等（本人または同居の親族以外の代理人による申請の場合）	証明書発行窓口			
				市役所 税務課	地区コミュニティセンター（出張所）	茅野駅前ベルビア出張所	コンビニエンスストア
所得・課税・扶養証明書	融資、扶養申請、保証人、児童手当、奨学金申請、公営住宅の入居等（証明は前年の所得内容です）	300円	必要	市民税係 20番窓口	○	○	○
納税証明書（個人）	融資、補助金申請、公営住宅の入居等（全税目表示されます）	300円	必要	収納管理係 18番窓口	○	○	×
納税証明書（法人）	融資	300円	必要（法人の場合は代表者印が必要）	収納管理係 18番窓口	×	×	×
軽自動車税納税証明書	継続検査用	無料	不要	諸税係 19番窓口	○	○	×
営業証明書（法人）	自動車の登録、入札参加願	300円	不要	市民税係 20番窓口	×	×	×
固定資産評価証明書	登記、相続、資金の借入	1棟1筆 300円	必要（法人の場合は代表者印が必要）	資産税係 21番窓口	○	×	×
固定資産公租公課証明書	競売申立、売買等による税額の算定、確定申告用資料	1棟1筆 300円	必要（法人の場合は代表者印が必要）	資産税係 21番窓口	○	×	×
住宅用家屋証明書	登録免許税の軽減	1,300円	不要	資産税係 21番窓口	×	×	×
固定資産税課税台帳（名寄帳）写	課税物件の確認、確定申告用資料	1名義 300円	必要（法人の場合は代表者印が必要）	資産税係 21番窓口	×	×	×

●取扱時間

- ◇市役所 ☎午前8時30分～午後5時15分
- ◇各地区コミュニティセンター（ちの地区コミュニティセンターを除く） ☎午前8時30分～午後5時15分
- ◇茅野駅前ベルビア出張所 ☎午前10時～午後7時

●休日

- ◇市役所・地区コミュニティセンター ☎土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日
- ◇茅野駅前ベルビア出張所 ☎木曜日・12月29日～1月3日

●本人確認

証明書交付申請の際には、窓口に来られた方の本人確認をさせていただきますので、運転免許証、写真付住基カード、個人番号カード等本人確認ができる書類をご持参ください。

●コンビニエンスストアでの所得・課税・扶養証明書交付

個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機から所得・課税・扶養証明書が取得できます。個人番号カードをご持参ください。

- ◇取扱時間：午前6時30分～午後11時（12月29日～1月3日と機器メンテナンス時を除く）
- 営業時間は各店舗により異なりますのでご確認ください。

納税

☎ 税務課収納管理係 ☎72-2101 (内線192・193)

税の納付時期

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税・都市計画税	1期			2期		3期		4期				
市県民税			1期		2期		3期		4期			
軽自動車税		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

市内の市税納付場所

市内金融機関、市内郵便局の窓口、市役所、(ちの地区を除く)各地区コミュニティセンターおよび茅野駅前ベルビア出張所。

コンビニエンスストアでの納付

納付書に記載されている全国のコンビニエンスストアでも納付できますが、納期限を1か月過ぎると取り扱うことができない場合がありますので、期限までに納めてください。

1枚あたりの金額が30万円を超えると、コンビニエンスストアでは納付できませんので、ご注意ください。

納税相談

定められた納付時期までに市税の納付が困難な方は、お気軽にご相談ください。

便利な口座振替

税金の納付時期は、ついうっかり忘れがちです。市税の口座振替の申し込みをしていると、納め忘れを防ぐとともに手間が省けます。また、振替手数料はかかりません。

●口座振替ができる金融機関

八十二銀行、長野銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、長野県信用組合、諏訪信用金庫、長野県労働金庫、信州諏訪農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

●申込手続

市内取扱金融機関、市内郵便局の窓口または市役所・出張所(各地区コミュニティセンターおよび茅野駅前ベルビア出張所)に預金通帳・届け出印・納税通知書をご持参のうえお申し込みください(郵送可)。

●振替日

振替日は、原則として各納付時期の月末(12月を除く)です。

国民健康保険

☎ 高齢者・保険課医療保険・年金係 ☎72-2101 (内線323・325)

わたしたちは、職場の健康保険(政府管掌、健康保険組合、共済組合などが行う保険)などいずれかの医療保険に加入しなければなりません(これを「国民皆保険制度」といいます)。

国保の加入手続きは、居住している市町村役場で手続きとなりますが、他都道府県の学校へ修学する場合や、別の市町村の長期療養施設などに入所する場合は、転出前の市町村役場への届け出が必要です。

届け出一覧

次のような事実が発生したら14日以内に届け出てください。

◇共通の持ち物: 印鑑、届出者および対象者全員分の個人番号カードまたは通知カード、届出者の本人確認書類(運転免許証等)。その他に、各届け出に必要なものをご持参ください。

※外国籍の方は、在留カード、パスポート等を併せてご持参ください。

	このようなとき	届け出に必要なもの
国保に加入	茅野市に転入	<input type="checkbox"/> ほかの市区町村の転出証明書
	ほかの健康保険を喪失	<input type="checkbox"/> 離職票または健康保険の喪失証明書など
	子どもの出生	<input type="checkbox"/> 出生を証明するもの <input type="checkbox"/> 国保の被保険者証
	生活保護の廃止	<input type="checkbox"/> 生活保護廃止証明
国保を喪失	ほかの市区町村へ転出	<input type="checkbox"/> 国保の被保険者証
	ほかの健康保険に加入	<input type="checkbox"/> 健康保険の保険証 <input type="checkbox"/> 国保の被保険者証
	国保被保険者の死亡	<input type="checkbox"/> 死亡を証明するもの <input type="checkbox"/> 国保の被保険者証
	生活保護を受給	<input type="checkbox"/> 生活保護開始証明 <input type="checkbox"/> 国保の被保険者証
その他	住所、氏名または世帯主の変更	<input type="checkbox"/> 国保の被保険者証
	世帯の分離、合併	<input type="checkbox"/> 国保の被保険者証
	就学のためほかの市区町村へ転出	<input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 国保の被保険者証
	保険証の紛失・汚損	<input type="checkbox"/> 身分を証明するもの

●国保の届出義務者

国保の届出義務者は世帯主です。国保に加入または喪失の場合、届け出が必要になります。自動的に切り替えることはありませんので、ご注意ください。また、茅野市の国保の資格がなくなっているのに、茅野市の国保の被保険者証で診療を受けた場合は、国保で支払った医療費を返していただくこととなりますので、ご注意ください。

●療養の給付

医療機関などで国保の保険証（国民健康保険被保険者証）を提示して受診した場合、次の自己負担割合を除いた額は、国保から支払われます。

70歳以上の方には「高齢受給者証」を交付しますので、被保険者証とともに提示してください。

〈窓口での自己負担額〉

- ◇義務教育就学前 2割
- ◇義務教育就学後～69歳 3割
- ◇70～74歳現役並み所得者※ 3割
- ◇70～74歳一般・低所得者 2割

※現役並み所得者とは、70歳以上の国民健康保険被保険者のうち一人でも判定基準所得（課税所得145万円）以上の方がいる世帯に属する70歳以上の被保険者が対象です。

●入院時の食事代

入院しているときは、診療や薬剤にかかる費用とは別に食事代は自己負担となります。

●いったん医療費の全額を自己負担したとき（療養費の支給）

いったん全額を自己負担した後、窓口で申請し、認められれば自己負担分を除いた額が支給されます。

●死亡したとき

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方（喪主）に5万円が支給されます。

●国民健康保険で受けられないもの

- ◇健康診断や予防注射
- ◇美容整形や歯科矯正
- ◇正常な妊娠・出産、経済的な理由による妊娠中絶
- ◇軽度のわきがやしみ
- ◇仕事上の病気やけが（労災保険の適用）など

●制限されるもの

- ◇けんか、泥酔などによる病気やけが
- ◇犯罪を犯したときや故意による病気、けが
- ◇医師や保険者の指示に従わなかったとき

●第三者行為による保険診療は届出が必要で

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合でも、国保で診療を受けることができます。その際は、必ず事前に国保に連絡し届け出をしてください。

国保への届け出の前に示談を済ませたりすると国保が使えなくなることがありますので、必ず示談の前に届け出をしてください。

■出産育児一時金

被保険者が出産した時、申請により出産育児一時金を世帯主に支給します。出産育児一時金は、妊娠12週（85日）以降であれば、死産、流産でも支給対象となります。ただし、他の健康保険から支給のある場合は、国保からの支給はできません。

●直接支払制度

出産育児一時金に相当する額を、医療保険者から医療機関に直接支払いをする「直接支払制度」があります。この制度を利用することにより、まとまった出産費用を事前に用意する必要がなくなります。原則として、保険者から出産育児一時金が分娩の医療機関へ直接支払われる仕組みとなりますので、事前申請の手続きはありません。

また、出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は、世帯主が差額分を請求することができます。なお、直接支払制度を利用せず、出産後に国保から受け取る従来の方法を利用することも可能です。

■人間ドックの費用助成

35歳以上の国保被保険者の皆さんの疾病予防と早期発見を図ることを目的に、人間ドック受診費用の一部助成を行っています。助成の回数は、同一人に対し年度1回です。また、国保税の納め忘れのある方は対象外となります。

助成額（脳ドック対象外）	
日帰りドック	15,000円
一泊ドック	30,000円

※ただし、自己負担額が助成額に満たない場合は、自己負担額までとなります。

■高額療養費

ひと月の医療費を自己負担の限度額を超えて支払ったときは、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。限度額は、年齢および世帯の所得によって異なり、該当になる場合は申請書を送付します。

申請期間は診療月の翌月から2年間です。

■特定健康診査・特定保健指導（40歳～74歳の方）

国民健康保険をはじめ全ての医療保険者において、「特定健康診査・特定保健指導」の実施が義務づけられました。

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための健康診査および保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的としています。茅野市の国保に加入している方には、ご案内を発送します。

なお、茅野市の国保以外の医療保険に加入している方は、加入している医療保険者にお問い合わせください。

また、人間ドックを受ける方は、特定健診を受ける必要はありません。

国民年金

☎ 高齢者・保険課医療保険・年金係

☎ 72-2101 (内線326)

☎ 岡谷年金事務所 ☎ 23-3661

国民年金のしくみ

国民年金は老後や障害の状態になったときなどの所得保障を行うことを目的とした国の制度です。

原則として、日本に住んでいる20歳から60歳までの方が加入しなければなりません。

国民年金の被保険者は次の3種類です。

- ①第1号被保険者：20歳以上60歳未満で、学生や自営業などの方
- ②第2号被保険者：厚生年金保険に加入している方
- ③第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

※上記以外でも、60歳以上65歳未満の方、20歳以上65歳未満で海外に居住している日本人は希望すれば加入できます（任意加入）。

国民年金の給付

老齢基礎年金	国民年金に加入して、受給資格期間(10年以上)を満たした方が65歳になったときから支給されます。
障害基礎年金	国民年金の被保険者や被保険者であった方が、病気やけがで障害の状態になったときに支給されます。
遺族基礎年金	国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したときに、その方と暮らしていた子のある配偶者、または子に、子が18歳到達年度の末日まで支給されます。
寡婦年金	第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除を受けた期間を含む）が10年以上ある夫が、年金を受けないで死亡したとき、10年以上婚姻関係（事実婚含む）にあった遺族基礎年金をもらえない妻に60歳から65歳になるまで支給されます。
付加年金	付加保険料を納めた期間について、1か月当たり200円で計算した額が、老齢基礎年金に加算されます。
死亡一時金	国民年金保険料を3年以上納めた方が、老齢基礎年金も障害基礎年金も受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金も受けられない場合に支給されます。
国民年金基金	国民年金に加入している方には、サラリーマンのような国民年金の上乗せの年金がありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。 国民年金基金へのお問い合わせ： 長野県国民年金基金 ☎026-232-6591

国民年金の手続き

20歳になったとき	日本年金機構から送付された「国民年金被保険者関係届書（申出書）」を提出してください。ただし、次の方は提出不要です。 ◇厚生年金に加入している方 ◇厚生年金に加入している配偶者に扶養されている方（配偶者の勤務先に連絡してください）
資格が変わるとき	次のようなときは、被保険者資格取得（種別変更）届が必要です。 ◇会社などを退職し、厚生年金をやめたとき（扶養している配偶者のいる方は、併せて届出が必要です） ◇配偶者の扶養から外れたとき（離婚したときや収入が増えたとき） ◇任意加入するとき、または任意加入をやめるとき
年金を受けるとき	年金を受けるときは、年金の種類などによって手続先、手続方法が異なりますので、岡谷年金事務所または高齢者・保険課医療保険・年金係へお問い合わせください。
住所を変更するとき	年金受給者： 「年金受給権者住所変更届」を日本年金機構へ提出する必要があります（住民票コードが収録されている方は提出不要）。
死亡したとき	被保険者： 国民年金の被保険者または被保険者であった方で、まだ年金の請求をしていない方が死亡したとき、その遺族に遺族年金などが支給される場合があります。 年金受給者： 「年金受給権者死亡届」が必要となります（住民票コードが収録されている方は提出不要）。その遺族に未支給年金が支払われる場合があります。 ※手続先は、加入していた年金制度により異なります。高齢者・保険課医療保険・年金係または岡谷年金事務所へお問い合わせください。

保険料の納付が困難なとき

保険料を納めることが困難なときには、申請によって保険料の納付が免除・猶予される制度があります。保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、早めに申請をしましょう。

●納付が困難なときは…保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には申請により保険料の納付が全額免除または一部免除（4分の3、2分の1、4分の1）になります。

●50歳未満の方は…納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

●学生の方には…学生納付特例制度

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

介護保険

☎高年齢者・保険課介護保険係

☎72-2101 (内線336・337)

■保険者

介護保険の保険者（運営者）は諏訪広域連合です。平成15年から諏訪圏域の6市町村が共同で運営しています。介護保険に関する通知は、諏訪広域連合が発送しますが、手続きやご相談の窓口は茅野市役所の担当課になります。

■被保険者

介護保険制度の加入者は、40歳以上の方です。このうち、65歳以上の方を「第1号被保険者」、40歳から64歳までの方を「第2号被保険者」と呼びます。

■保険料

介護保険料は毎年7月に年額を決定し、年6回に分けて納めていただきます。

第1号被保険者の介護保険料は、所得の段階に応じて年額が決められます。同じ世帯であっても個別に決定され、所得額により14の段階別の金額となっています。

第2号被保険者の介護保険料は加入している医療保険の計算方法により決定されます。

●保険料の納付方法

第1号被保険者の納付方法は、特別徴収（年金からの天引き）と、普通徴収（納付書での納付）の2通りです。

特別徴収：年金の年額が18万円（月額1万5千円）以上の方

普通徴収：年金の年額が18万円（月額1万5千円）未満の方

ただし、年金額が年額18万円以上の方でも、一時的に納付書で納めていただくことがあります。詳しくは担当課へお問い合わせください。

なお、普通徴収の方には、納め忘れがないよう『口座振替』をお勧めしています。

第2号被保険者は、加入している医療保険の計算方法により決定され、医療保険料との一括納付になります。

●介護保険料の仮徴収

介護保険料は毎年7月に年額を決定し、年6回に分けて納めていただきます。「仮徴収」とは、年間の保険料の計算前に、仮の保険料で年金天引きを開始させていただくことです。

特別徴収の場合、4月・6月・8月分は仮徴収として2月の保険料額で天引きされ、10月・12月・2月は、決定した年間保険料から仮徴収分を差引いた残りの分が天引きされます。

普通徴収の仮徴収はこれによりませんので、詳しくはお問い合わせください。

●保険料が納められないときはご相談ください

災害など特別な事情なく保険料を滞納すると、介護保険サービスの利用時にペナルティが課せられることがあります。期限内に納付ができない場合はお気軽にご相談ください。

■介護サービスを利用するには

介護サービスを利用するときは、市に申請して「要支援・要介護認定」を受けていただきます。

申請の窓口は、お住まいの地区を担当する保健福祉サービスセンター、または高齢者・保険課介護保険係です。家族のほか、指定居宅介護支援事業所等が、申請の相談を代行することができます。申請には介護保険被保険者証をお持ちください。

40～65歳未満の方が申請される場合は、原因となる疾患が、介護保険法で定める「特定疾患」に該当していることと、医療保険の保険証が必要になります。

申請書には本人の住所、氏名、生年月日、主治医の名前等を記入します。家族の方が代理で申請される場合は、連絡先として氏名、住所、電話番号等を記入していただきます。

■認定の段階

認定は、必要な介護の量などによって、要支援1・2から要介護1～5まで、7段階に分けられます。認定は一定期間ごとに見直され、サービスの上限額などは認定の段階により異なります。

■自己負担等

介護保険料の自己負担は、利用者本人の所得によって負担割合が決定します。かかった費用の1割から3割（食費等の実費は全額自己負担）ですが、介護保険料の滞納等があると、給付制限の対象となり、利用者負担が通常の割合から引き上げられることがあります。

自己負担額が高額にならないよう、利用者の収入等に応じて上限を設定し、それを超えた額を還付することで負担を軽減します。住宅改修や福祉用具購入費の支給は、いったん全額を支払った後、申請の手続きをすることで、後日、7割から9割分が支給される償還払いです。これを受けるためには、住宅改修は改修前に申請があること、福祉用具の購入は都道府県の指定を受けた事業者からの購入であることが条件になります。

広告

介護施設	P125 D-1
介護福祉の総合サービス	
特別養護老人ホーム りんどう苑	
<p>当施設は、地域の高齢者の方々が、介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域の中で、家庭的な雰囲気に近い形で、専門スタッフによる介護サービスを提供させていただくための特別養護老人ホームです。</p>	
<p>■茅野市豊平1907-1 ■TEL:0266-73-1081 ■FAX:0266-73-1088 ■URL: http://taishikai.or.jp ■E-mail: rindouen@bz03.plala.or.jp</p>	
P あり	

後期高齢者医療制度

☎ 高齢者・保険課医療保険・年金係
☎ 72-2101 (内線327・328)

国の医療制度改革により、平成20年度4月1日から、老人保険制度に変わり、後期高齢者医療制度がはじまりました。都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合が保険料の決定、資格管理、給付業務などの事務を行い、市役所では保険料の徴収、各種申請・届出の受け付けや被保険者証の引渡しなどの窓口業務を行っています。

■被保険者 (対象となる方)

◇75歳以上の方 (75歳の誕生日から被保険者となります)

◇65歳から74歳で一定の障がいがあり、加入を希望する方 (長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日から資格取得)

一定の障がいのある方で、後期高齢者医療制度に加入をご希望の方は、高齢者・保険課までお問い合わせください (認定日から制度加入となります。過去にさかのぼって認定はできません)。

■被保険者証

被保険者証は1人1枚ずつ交付され、毎年8月1日付けで更新されます。有効期限前に新しい被保険者証が送付されます。75歳到達の場合は、誕生日までに被保険者証が郵送されます。医療機関等にかかる時には、「後期高齢者医療被保険者証」を提示してください。万が一、被保険者証を紛失等された場合は、高齢者・保険課窓口にて再交付の申請をしてください。

本人確認ができるもの (免許証・介護保険被保険者証等)、印鑑が必要です。

■限度額適用・標準負担額減額認定証 (減額認定証)

市町村民税非課税世帯の方や「現役並み所得者」で市町村民税の課税標準額が145万円から690万円未満までの方は、入院または高額な外来診療を受ける際に「限度額適用・標準負担額減額認定証 (減額認定証)」を提示することにより、窓口での支払いが減額されるなどの措置が受けられます。高齢者・保険課の窓口で交付の申請をしてください。



蓼科山

標高2,531m

八ヶ岳連峰の北に位置する円錐形の美しい山。日本百名山のひとつ。山頂には150mほどの火口跡が見られます。山頂からの展望も素晴らしいですが、麓には蓼科湖、白樺湖など観光地が広がっています。

■一部負担金の割合

医療機関での一部負担 (窓口負担) の割合は、「一般の方は1割」、「現役並み所得の方は3割」です。前年の所得をもとに8月から翌年7月までの負担割合を判定します。

同一世帯の被保険者は、同じ負担割合になります。

◇市町村民税課税標準額が145万円以上の被保険者：3割

◇現役並み所得以外の被保険者：1割

■保険料の計算方法

保険料額は、均等割額 (被保険者全員にかかる金額) と所得割額 (被保険者の所得に応じてかかる金額) の合計額になります。原則2年ごとに料率の見直しがされます。保険料は、年度 (4月から翌年3月までの12か月) で計算されます。年度途中で加入された場合は、加入された月から計算されます。

被保険者や世帯主の所得金額に応じて、保険料の軽減があります。

均等割額 (一人あたりの額)	+	所得割額 (本人の所得に応じた額)	=	一年間の保険料 限度額 62万円
-------------------	---	----------------------	---	---------------------

■保険料の納め方

保険料の納め方は、年金からの天引きによる「特別徴収」と納付書または口座振替による「普通徴収」があります。

年金からの天引きになる方でも、口座振替に変更できる場合があります。手続きの詳細は、高齢者・保険課にお問い合わせください。

広告

地域密着型の在宅支援サービス P125 F-1

在宅での生活をとことん楽しめるように支援したい。

在宅サポート じこぼう

自分の家で過ごすように、いつもの日常の営みを、大きな家族となり一緒に過ごしてみませんか。ここでは、決められた活動はありません。歳をとっても安心して過ごせる支援を提供していきたいと考えてます。

■茅野市豊平4478
■TEL:0266-71-6070
■FAX:0266-71-6071



P あり

■主な療養の給付と手続き

給付	給付内容	必要なもの
療養費	次のような場合は、医療費をいったん全額お支払いいただきますが、高齢者・保険課窓口へ申請して長野県後期高齢者医療広域連合で認められれば、自己負担額を除いた額があとから療養費として支給されます。	
	①やむを得ない事情で、被保険者証を持たずに医療機関で受診したとき	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 医療機関が発行する診療報酬明細書 <input type="checkbox"/> 振込先のわかるもの（通帳等） <input type="checkbox"/> 印鑑
	②医師が必要と認めて、コルセットなどの補装具代がかかったとき	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書または意見書 <input type="checkbox"/> 振込先のわかるもの（通帳等） <input type="checkbox"/> 印鑑
高額療養費	一部負担金が限度額を超えた場合は、超えた金額を支給します。なお、該当する方には、長野県後期高齢者医療広域連合から申請書あるいは通知書が送付されます。	
葬祭費	被保険者が亡くなったときに、葬儀を行った方に50,000円を支給します。 ※支給は長野県後期高齢者医療広域連合が行います。	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の被保険者証等 <input type="checkbox"/> 葬儀を行った方の振込先がわかるもの（通帳等） <input type="checkbox"/> 印鑑
人間ドック補助金	医療機関で人間ドックを受けた場合に、同一人に対し一年度1回、1泊ドック（30,000円）・日帰りドック（15,000円）を限度として補助します。	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 被保険者証 <input type="checkbox"/> 振込先のわかるもの（通帳等） <input type="checkbox"/> 印鑑

■保健福祉サービスセンター

保健福祉サービスセンターは、「身近な保健福祉の総合相談窓口」です。センターの市職員と社会福祉協議会職員が、保健や福祉、生活全般に関する相談と支援のほか、ボランティアなど地域の福祉活動の支援を行っています。

例えば…

- ◇介護や高齢者に関すること
家族が認知症？ 自宅で介護…どうすればいい？
- ◇障害と障害者に関すること
家に手すりをつけたい。働く場所を探したい
- ◇健康づくり・予防活動に関すること
いつまでも健康でいたい、運動を始めたい
- ◇健康相談・保健指導に関すること
メタボ赤信号！たばこをやめたい、糖尿病予備群、何を気をつける？
- ◇子どもと家庭・育児に関すること
妊娠中の悩み、育児の悩みを聞いてほしい
- ◇地域の活動に関する情報や、制度にないサービスの相談など
ボランティアに参加したい、ボランティアを探しているなど
まずは、お近くの保健福祉サービスセンターへご相談ください。

■保健福祉サービスセンター

センター名	所在地	担当地区	電話番号
東部保健福祉サービスセンター	玉川4300	豊平、玉川、泉野	82-0026
西部保健福祉サービスセンター	宮川3975	宮川、金沢	82-0073
中部保健福祉サービスセンター	塚原2-5-45 茅野市ひと・まちプラザ2階	ちの、米沢、中大塩	82-0107
北部保健福祉サービスセンター	北山4808-1	湖東、北山	77-3000



ビーナネットChinoで茅野市の情報発信中

ビーナネットChinoは茅野市公式のインターネット動画番組サイトです。茅野市の暮らしや文化などの魅力、市民のみなさまに役立つ情報を動画で配信しています。

<http://www.venusnet-chino.jp/>

ビーナネットChino

検索